

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月28日
【会社名】	スリープログループ株式会社
【英訳名】	Threepro Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 水 口 雄
【最高財務責任者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目21番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役水口雄は、当社グループ（当社及び連結子会社）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成22年10月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2 / 3を超える事業拠点を「重要な事業拠点」としました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく係る勘定科目として売上高、売掛金及び人件費に係る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

しかし、「3 評価結果に関する事項」に記載しているとおり、平成22年11月18日開催の取締役会において、前代表取締役による不正行為の可能性が発覚し、それを受けて行われた第三者調査委員会による調査及びその後の社内調査の結果、前代表取締役の不正行為による不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。当該不適切な会計処理の事実の詳細が判明した日が上記基準日よりかなり遅かったため、当初計画していた業務プロセスの評価手続は実施できたものの、財務報告に係る内部統制につき、改めて評価を実施することは事実上困難な状況であり、また、第三者調査委員会の調査への協力や不適切な会計処理に起因する過年度決算訂正等を優先して対応してきたことにより、必要と認められた評価対象範囲について、評価を終了することができませんでした。

3 【評価結果に関する事項】

平成22年10月31日現在における、全社的な内部統制、全社的な観点から評価する決算財務報告に係る内部統制及び個別に評価範囲に追加した決算財務報告に係る内部統制に下記に記載した重要な欠陥があることを認識いたしました。時間的な制約から、必要と判断した評価範囲についての評価手続を改めて実施することができず、財務報告に係る内部統制についての評価結果を表明することはできません。

記

(1) 決算・財務報告プロセスにおける重要な欠陥

信頼性のある連結財務諸表を作成するために、必要なスキルを持つ人材を確保・配置することに努めてきましたが、当連結会計年度末時点においても、前連結会計年度に引続き、結果として必要かつ十分な専門知識を有する人材の確保が十分には出来ませんでした。

このため、当連結会計年度においても、決算・財務報告プロセスにおける体制の整備が十分ではありませんでした。

また、決算手続において、決算処理方針に準拠しないものがあったこと、会計基準適用の検討、決算書類の記載内容の確認とそれらの承認手続の運用が十分になされなかったことから、監査人から投資有価証券の評価、のれんの減損処理、貸倒引当金の計上、偶発損失引当金の計上、賞与引当金の取崩処理、連結相殺消去仕訳、単体決算における子会社株式の評価等、決算・財務報告プロセスにおける不備を原因とする多数の重要な処理誤りを指摘されることとなりました。

開示資料の作成においても、科目相違、流動・固定区分の相違及び注記の記載誤り等が指摘されております。

これらの誤りが、社内の決算・財務報告プロセスにおいて発見できなかったこと、かつこれらの誤りは財務報告に与える重要性が高いこと並びに後述する前代表取締役の不正行為による不適切な会計処理が、時間的な制約から未処理の状態にあったことを勘案すると、前連結会計年度に引続き「重要な欠陥」が存在すると判断されます。

(2) 前代表取締役の不正行為による不適切な会計処理

当社は、平成22年11月18日開催の取締役会において、前代表取締役による不正行為の可能性が発覚し、それを受けて行われた第三者調査委員会による調査及びその後の社内調査の結果により、前代表取締役による不正な資金流出が行われていたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の注記に関する訂正、及び当連結会計年度において損失613百万円（投資有価証券評価損130百万円、保険解約損93百万円、貸倒引当金繰入額137百万円、偶発損失引当金繰入額252百万円）の計上を行うこととなりました。

当該不正行為は、前代表取締役主導により行われたものでありますが、かかる行為を防止することができず、また発覚が遅れたのは、当社の全社的な内部統制において、取締役による経営者監視機能、監査役及び内部監査部門による牽制機能が十分に働かなかったこと、稟議の決裁者が不適切な会計処理に関与していた取締役であったこと、かつ監査法人を欺く不正が行われていたこと、並びに社内におけるコンプライアンスの徹底が不十分であったことが要因であります。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を十分に認識しており、全社的な内部統制の不備に対しては第三者調査委員会より提言を受けた内容について対応すべく、社内対策委員会を設置し、抜本的な再発防止策の作成・推進を実施しております。

また、決算・財務報告プロセスに係る決算処理方針の徹底及び体制の強化により、翌連結会計年度においては、適正な内部統制を整備・運用する方針であります。

4 【付記事項】

不正を行っていた前代表取締役は、平成22年11月18日付にて辞任しております。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。